

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第498回議事録

令和2年（2020年）10月7日開催

## 第498回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和2年(2020年)10月7日(水) 午後2時から

開催場所 県庁本館 801会議室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄  
中尾利秋 南本健成 岸田光代 八塚夏樹

(欠席委員) 浅田敏彦

(漁業取締事務所) 技師 山崎翼

(水産振興課) 主幹 鮫島守

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 多治見誠亮  
技師 東海林明

議事

### (1) 議題

#### 第1号議案

保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について(諮問)

#### 第2号議案

令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について(照会)

#### 第3号議案

熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について  
(照会)

#### 第4号議案

熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則の改正について(照会)

#### 第5号議案

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について(照会)

### (2) 報告

1) 漁業法改正に伴う今後のスケジュールについて

事務局

定刻になりましたので、第498回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第498回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第498回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は吉本委員と南本委員にお願いいたします。

なお議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入ります。第1号議案「保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について（諮問）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。資料の1枚目をご覧ください。

保護水面については、現在、天草市牛深の黒島地区、同深海地区、苓北町の富岡地区、玉名市岱明の高道地区及び八代市鏡の文政地区の計5地区において、県が保護水面を指定し、熊本県漁業調整規則において水産動植物の採捕制限を行っています。

この保護水面の区域については、現在の同規則では、海岸等に設置した標柱を基点とし、その基点からの方位や距離等によって、区域を示しているところです。

一方、規則については、現在改正作業を進めておりますが、改正にあたり、できる限り緯度及び経度により表示を行うよう、水産庁から説明があつているところですので、同規則の改正手続きにおいてこの内容を反映するためには、保護水面の指定変更に係る国との協議を行う必要があります。

5ページ以降に国との協議案を添付しておりますが、6ページ目に現地で実測した緯度経度の座標を記載しています。

なお、今回の協議は、区域自体を変更するものではなく、現行の区域表現に対してあくまでも緯度経度を併記する、という内容となります。

つきましては、資料の内容で国との協議を行ってよろしいか諮問しますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

保護水面以外の漁業権免許でも基点の緯度経度を計っている。今の時代はGPSがある。区画漁業権にしろ全てを今後GPSで測量できないだろうか。特に共同漁業権はトラブルも多くあっているし、現実的にはGPSでびしゃっと割ってあるわけだから。せっかくするのであれば、今後も継続してGPSを用いる話をしてほしい。

水産振興課

ご意見ありがとうございます。漁業権の区域についても、緯度経度で表記するよう国からも指導があっています。次の漁業権の切り替えが令和5年ですが、できる範囲にはなりますが、できる限り緯度経度表記に変えていきたいと思っています。

藤森委員

文言を無くして。

水産振興課

文言と緯度経度を併記する形になると思います。

藤森委員

例えば、住吉の灯台から金峰山の二の岳を基準にして、裏が雲仙、南が三角とすると、ぬすつと島が出てくるわけ。これは松尾のことだけど。こういう割り方で、これは明治時代の話だと思うわけよ。例えば阿蘇山が爆破したら変わるし、雲仙の眉山が爆破したと思うが、あれ変わつとるとだけん。しかし、基点はそのままになつとるわけだから。そのままの基点としてもつてくるとだいぶズレが出てくるわけだから。GPSで表記してもらおうと安心かな。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第1号議案「保護水面の区域の緯度及び経度による表示に係る変更申請について（諮問）」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。

引き続きまして、第2号議案「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について（照会）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第2号議案「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。資料は9ページからとなります。

取扱方針の説明の前に、ウナギ種苗特別採捕許可はウナギ養殖業と密接に関連したものですので、ウナギ養殖業、次にウナギ種苗の特別採捕許可について簡単に説明いたします。

ウナギ養殖業を営むには、平成27年度より、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、農林水産大臣の許可が必要になりました。これは、ウナギの資源を保護する必要があるという国際的な機運が高まったことを受けて、1年間に各養殖業者が飼育することができるウナギ稚魚、いわゆるシラスウナギの量が定められています。

そのため、水産庁は各養殖業者が毎月どれだけのシラスウナギをどこから仕入れたか、どれだけのウナギが出荷されたか、養殖業者の池の面積がどれだけかなどを管理しています。

シラスウナギは人工的に大量生産する技術が未だ確立されていないことから、ウナギ養殖で使用する種苗はほぼ100%が天然のものであり、12月から4月ごろに特別採捕許可に基づき採捕されています。

続きまして、本県におけるうなぎ種苗の特別採捕許可について、ご説明させていただきます。

お手元の資料29ページの「熊本県のうなぎ種苗特別採捕許可の仕組み」をご覧ください。本県では、資源保護等の観点から、漁業調整規則において、海面、内水面の全てのウナギについて、全長21cm以下のものは採捕禁止としています。そのため、ウナギ養殖業の許可を受けた県内に住所又は事務所を有する個人または法人で自家養殖用に種苗を採捕する場合、業種別漁協が組合員へ養殖用種苗を供給するために採捕する場合及び内水面漁協が共同漁業権漁場内に放流するために採捕する場合に限り、知事が採捕を許可することとしています。

本県では、ウナギ種苗特別採捕の許可を受けることができる者は、県内ウナギ養殖業者、業種別漁協、内水面漁協となります。これらの者は、許可申

請に当たり、実際にウナギ種苗の採捕を行う採捕従事者、採捕従事者が採捕したウナギ種苗を集荷し、許可取得者へ納める指定集荷人を選任します。ウナギ種苗の採捕に関しては、海上保安部、漁業取締事務所及び県警と連携し、違法操業の取締りを行っておりますが、特別採捕許可に基づく採捕であることを明確にするため、採捕従事者、指定集荷人に対し、顔写真入りの採捕従事者証、指定集荷人証を交付するとともに、採捕従事者は指定の帽子を着用することを義務づけております。

特別採捕許可で採捕可能な量は、許可を受ける者が保有している養殖池の面積から算出された量又はウナギ養殖許可で認められている池入れ量のいずれか少ない方となります。

特別採捕許可は、採捕する場所、使用する漁具ごとに出しており、3業者、2組合へ計32件の許可が出されています。前漁期に採捕されたシラスウナギの総量は約122 kgでした。

今回照会させていただきます、うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、うなぎ種苗の採捕秩序の確立及びうなぎ資源の健全な活用と資源の維持を目的に、許可に関わる者の要件や、責務、採捕期間等を定めたものです。

それでは、今年度取扱方針の変更内容についてご説明いたします。資料13ページの新旧対照表をご覧ください。昨年度の取扱方針に基づく特別採捕許可で、漁業調整等の問題は発生しなかったことから、今年度は昨年度取扱方針の内容について変更していません。

今回の変更点は大きく分けて2点あり、1点目は例年実施している、年号や月日の時点修正をしています。2点目は漁業法改正に伴う海面と内水面の漁業調整規則の一本化に合わせての関連する条番号等の修正です。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

ないようですので、第2号議案「令和3年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

引き続きまして、第3号議案「熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について（照会）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。私からは第3号議案「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」の改正に皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。資料は31ページからとなります。

今回の規則改正の説明の前提として、現行の「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」が定められた経緯と現在の運用について簡単にご説明いたします。

現在、漁獲量が多く国民生活上重要な魚種や資源状況が悪く緊急に管理を行うべき魚種の中で、一定レベルの資源把握ができており、資源を維持していく上で一年間に漁獲可能な量の上限を定めることができるものが資源管理の対象魚種に定められています。そのため、国から各都道府県に対し、年間の漁獲可能量の割り当てがあり、この割り当てを超過しないよう各県で管理計画を定め、管理を行っています。

管理を行うためには、各資源管理対象魚種の漁獲量を正確に把握していくことが重要であり、平成30年に「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、TAC法といいます。）」に基づき、「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」が定められました。

本県で管理計画が定められている魚種は、クロマグロ、マアジ、マイワシ、サバ類です。これらを多く漁獲している中型まき網、小型まき網、定置網、沿岸クロマグロ漁業等の漁獲実績について関係漁協で取りまとめ、県へメールやFAXにより報告していただいております。県はさらにこれらを集計し、水産庁へ報告しています。

現在の資源管理対象魚種について、報告の必要がある漁協は水俣市漁協、天草漁協、樋島漁協、御所浦町漁協です。しかし、後ほどご説明させていただきますが、今後資源管理対象魚種が増えていくことが予定されており、これまで報告の対象になっていなかった有明海区の漁協も関わりが出る可能性があることから、皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。

それでは、規則改正の説明へ移らせていただきます。お手元の資料35ページの「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」の改正、「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則」の改正について（概要）をご覧ください。

まずは、なぜ今回規則を改正する必要があるのかをご説明します。

今年12月1日に漁業法が改正され、法の中で、漁業が国民へ水産物を供

給する使命を有していることが明記されました。そして、水産資源の持続的な利用の確保が目的の一つとして掲げられました。そのため、漁業法の中に、TAC法が組み込まれる形となり、今後全国各地で漁獲可能量に基づく資源管理を基本とすることで水産資源の持続的な利用を目指していくことになります。

このように、今後資源管理の重要性が増すことから、資源管理対象魚種を順次拡大していく計画が水産庁から示されています。現在、資源管理対象魚種に指定されているのは参考①にお示ししている8種であり、本県に關係するのは先程の説明の通り、クロマグロ、マアジ、マイワシ、サバ類の4種となります。これが、令和5年度中を目途に20種程度まで拡大される予定であり、資源管理対象魚種の拡大へ対応可能な形へ規則を改正する必要があります。なお、今後資源管理対象として加えられるものの候補として、参考②にお示ししている15種が水産庁から示されています。

では、規則改正の内容へ移ります。資料として新旧対照表をお付けしておりますが、変更点は概要資料に沿ってご説明いたします。資料36ページをご覧ください。今回の規則改正における大きな変更点として、報告する者の範囲や報告事項等について、従来規則において定められていましたが、改正後は報告の方法と報告様式だけを規則の中に定めることになり、それ以外のものについては、それぞれ漁業法や漁業法施行規則等で個別に定められています。

それでは順に改正内容をご説明します。

現行規則第3条においては、報告者について規定があり、中型まき網、小型まき網、定置網、沿岸クロマグロ漁業等の資源管理対象魚種を主に採捕する漁業が列記されていましたが、今後は漁業法第26条及び第30条において規定されました。つまり、具体的な漁業の種類を個別具体的に定めるのではなく、資源管理の単位である管理区分の中で採捕する者が報告することとされました。参考④のとおり、管理区分は新たに定められる都道府県資源管理方針において、資源管理対象魚種ごとに設定されます。

次に、現行規則第4条で定められていた報告事項は、漁業法、漁業法施行規則、水産資源の保存及び管理に関する処理基準の中で定められました。また、現行規則第5条で定められていた報告期限は、漁業法施行規則で定められ、本県で設定される予定の管理区分では現行規則と同様、水揚げ翌月の10日までに報告していただくこととなります。また、特に適正な資源管理の実施のため、漁獲量が積み上がり、県の枠を超過する恐れが高まった場合は、水揚げから3日以内に報告していただくことが、都道府県資源管理方針において定められる予定です。

最後に、改正後の規則において唯一定められることになる報告の方法ですが、これまでどおり、電子的手法、紙どちらで報告してもよいとされています。現在報告をして頂いている関係漁協におかれましては、引き続き報告をしていただくこととなりますが、今回の規則の制定で特段新たな負担を生じさせるものではありません。

説明は以上ですが、今お示ししている改正案から修正が必要になった場合、軽微な修正と判断されるものについては、水産振興課へ一任していただきたく思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

今の説明はおかしい。当初の説明会の中で、対象は小型まき網や中型まき網という説明だったと思う。最初の水産庁の説明会では、それに対して有明地区は当てはまらない。特に、不知火や天草は対象だが、1部会や2部会はあまり関係ない、という感覚で説明を聞いてきた。今の話では有明海でもそういうことがあるかもしれない、ということだが全く論外。それを水産振興課に任せるかというところあり得ない。例えば、ノリを60億枚にしてくれというのを水産振興課に任せて1年でできる品物か。これは、漁民大会やもしくは漁業権の特措になるから、最終的に調整委員会に諮って水産庁と話し合うわけ。仮に最悪の場合、そういうことがあったときには我々も漁業者を5千人も6千人も抱えているわけだから、はい変わりました、終わりますではなく、それに関わる補助金や補助事業の拡充を図ってそれに見合うだけの、例えばマグロにしても、最初はマグロから始まったわけだから、マグロを獲りすぎた、日本人はマグロを食べすぎたということで、外国からつかれてスタートした。しかし、今ノリが獲れたとしても、だいたい日本の中で80億枚の生産枚数しか獲れてないが、ノリ生産者は今でもリース事業や機器導入とかの生活を国から支援を仰ぎながらしている。なので、それに代わる期間中は免除しますといったような話し合いをしないといけないから水産振興課に一任はあり得ない。私は漁連会長として言う。私は漁業者を守るための漁連だから。水産振興課は任せて受けられるのか。

水産振興課

最後の言葉が響いたかと思いますが、文字の修正があった場合は一任をお願いしたい、ということで、漁業法改正の話については、漁業者であったり漁協、漁連や委員会であったりと、きちんと皆さまで話をして進めていきますので、ここで説明したのは文字のてにおはが変わった場合は県に一任して

くださいという説明をしたところでは。

藤森委員

違うよ。それはおかしい。先ほど言ったのは、今はないけど将来的に有明海もあるかもというところをあなた達に任せていいのかということ。  
字句の修正については今までもあっていることだから構わないけど。

水産振興課

今後、有明海に関する魚種もTAC対象となってくる可能性があり、今後数量を決めていくわけですが、決めるにあたりましては、その都度皆さまにお諮りしながら進めさせて頂きたい。

藤森委員

特に有明地区は、私のところも含めて貧乏だから、国の支援事業を仰ぎながら細々としているのに、獲ってはいけないとか、マグロの二の舞になった時に、生活の糧はどこに求めるのか。そうなった時は、国と、今の補助事業を何年か据え置くとか、カットするとかそういうのを検討しながら、という話であれば納得するわけ。それを水産振興課に一任願います、という話かと思ったので、それはできないと。

水産振興課

それは違います。

藤森委員

検討していく、ということでよいのかな。

水産振興課

はい。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第3号議案「熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の改正について（照会）」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

引き続きまして、第4号議案「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則の改正について（照会）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第4号議案「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則」の改正に皆様の意見を伺いたく、照会させていただきます。資料は69ページとなります。

「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則」はクロマグロが資源管理対象魚種に定められたことを受け、平成31年3月にTAC法第10条第2項の規定に基づき定められました。

規則改正の理由は、前号議題の「熊本県の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」の改正についてと同様で、今後の資源管理対象魚種の拡大へ対応できるようにするためとなっております。

それでは、規則改正の内容へ移ります。こちらも資料として新旧対照表をお付けしておりますが、変更点は前号議題で使用していた概要資料の続きに沿ってご説明いたします。

資料74ページをご覧ください。本規則は採捕停止の期間を定める規則ですが、採捕を行ってはならない期間を一度定めると、期間中に解除することができませんでした。改正後は採捕停止期間の途中であっても、告示により命令を解除することができるようになり、より柔軟な対応をとることができるようになります。

なお、採捕停止の流れは現行の運用と同じく、漁獲量が積み上がり、漁獲枠の90%を消化した時点で、告示を行い、その告示をもって採捕が禁止されます。採捕を禁止することで、獲り過ぎによる資源の枯渇を防ぎ、適正な資源管理を行う仕組みとなっております。また、TAC法では採捕停止命令を出すことができる魚種はクロマグロのみとされていましたが、今後は県への漁獲可能量の割当てのある資源管理対象魚種について、採捕停止命令を出すことができます。

なお、現在、本県へ数量の割り当てがあるのはクロマグロのみであり、当面の間は、この状況が続くことが想定されます。

説明は以上ですが、今お示ししている改正案から修正が必要になった場合、軽微な修正と判断されるものについては、水産振興課へ一任していただきたく思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

ないようですので、第4号議案「熊本県知事管理量の対象となるくろまぐ

ろの採捕の停止に関する規則の改正について（照会）」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

引き続きまして、第5号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について（照会）」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題につきましては、今年8月3日に開催しました第367回の当委員会におきまして、本県の提案議題について協議していただき、本県からの提案議題として提出したところです。

資料87ページをご覧ください。各県から提案された議題の一覧をお示ししています。

本県から提案した議題は、1の要望事項の2番「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」、7番「東シナ海における漁船の安全操業確保について」、17番「ミニボートによる危険行為の防止について」、23番「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」の4議題です。

資料89ページ以降に各県からの提案議題に対する、本県の回答案を下段に記載しております。

各県からの提案議題につきましては、沿岸資源の保護及び管理に関することや漁業者の安全操業の確保、水産政策の改革に係る制度の円滑な運用などを要望するもので、本県としても賛同すべき要望と判断し、その旨回答しました。

また、資料113ページをご覧ください。

本県から各県に対し、「海区漁業調整委員会のオンライン会議等による開催方法」について照会しております。

これは、今年、委員会を開催するに当たり、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対策として、テレビ会議やオンライン会議、書面議決等を検討したところですが、最終的な対応策を見出すことはできませんでした。

そこで、今後も新型コロナウイルス感染拡大防止等に対する対応策を検討する必要があると考え、他県に対して照会したものです。

事務局からの説明は以上です。提案議題に対する本県回答と併せて御審議くださるようお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同 なし。

議長 ないようですので、第5号議案「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題に対する意見について（照会）」は異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは異議がない旨、回答します。  
引き続きまして、議事2の報告1「漁業法改正に伴う今後のスケジュールについて」水産振興課から報告をお願いします。

水産振興課 水産振興課です。資料は117ページを御確認ください。  
12月1日の改正漁業法の施行に向けて、現在作業を進めているところですが、その中で、今後委員会からご意見を頂戴するもの、また、今後委員会で報告させて頂くものについては、当日の審議をスムーズに進めさせて頂くために、事前にスケジュールや事柄についてお示しする必要がある、と判断させて頂きました。そのため、委員会が関係する4つの事項について、9月以降のスケジュールを記載しております。

左から①漁業調整規則の改正②海区漁業調整委員会委員の選任③漁業許可の運用の整備④資源管理体制の構築です。

朱書きが既に委員会での御報告・意見聴取が済んでいるもの、青書きが今回の委員会で実施したもの、緑書きが今後予定しているものとなります。

一番左の①漁業調整規則の改正につきましては、本日の諮問をもって、調整規則及び保護水面の変更について答申頂きましたので、今後は認可申請に向けて作業を進めていきますが、スケジュール等につきましては前回の委員会でも御報告させて頂きましたのでこちらについては割愛させて頂きます。

左から2番目の②海区漁業調整委員会委員の選任につきましても、前回の委員会でスケジュール等については御報告させて頂きましたので、割愛させて頂きます。

また、1番右側の④資源管理体制の構築のうち、④-②報告規則の改正及び採捕停止規則の改正については、本日の議題にて意見照会をさせて頂きましたので、こちらにつきましても割愛させて頂きます。

左から3番目の漁業許可の運用の整備をご覧ください。法改正後は、知事許可漁業についても、新しい制度のもとで運用を行う必要がありますので、今後許可取扱方針に関する意見照会等を予定しております。詳細については別の資料で説明致しますので、資料118ページを御確認ください。

知事許可漁業の運用スケジュールを記載しています。

まず、上段の運用の流れを御確認下さい。改正漁業法が施行されるまでは、現行の漁業許可取扱方針に基づく運用を行います。施行後は、基本的に全ての漁業種類について制限措置、これは、許可の内容や許可する数に該当しますが、委員会の意見を聴いた上で、この制限措置を公示し、その範囲内で許可することとなりますので、このように新しく法律で規定された点を反映させた、新しい漁業許可取扱方針に基づいた運用を行うこととなります。

また、法改正後は、許可する数を上回る申請があった場合、委員会の意見を聴いた上で定めた基準に基づき、許可する者を定めることとなりました。

そのため、中段より下となりますが、事前に以下の準備が必要となります。

まず、新しい漁業許可取扱方針の整備についてですが、こちらについては、施行前に作成する必要がありますので、11月上旬ごろを目途に本委員会にて意見照会、諮問をさせて頂く予定としております。なお、方針の作成にあたりましては、現場の意見を反映させていきたいと考えておりますので、10月にかけて関係する漁業協同組合とのヒアリングを予定しています。

次に、新規許可基準の整備についてですが、こちらについても11月上旬ごろに本委員会にて諮問させて頂く予定としております。

最後に制限措置の公示についてですが、既存の許可につきましては、施行時に改正法に基づく許可を受けたものとみなされますが、先ほどもご説明したとおり、施行後は、制限措置を公示してその範囲内で許可することとなるため、既存の許可についても事前に制限措置を公示しておく必要があります。こちらにつきましては、施行前に公示する必要があると国から説明を受けておりますので、11月の下旬頃に本委員会にて諮問させて頂く予定としております。

なお、事前の制限措置の公示につきましては、既存の許可の内容を一覧表にしたものを公示する形をイメージしていただければよいかと思います。

また、最後となりますが、施行後の2月～3月に期間の満了を迎える許可については、これまでどおり、申請期間を2ヶ月程度確保する必要がありますので、少なくとも施行前の11月中には制限措置の公示が必要となります。

す。

この点については、法の施行前ですが、準備行為として作業を進めることが可能となっていますので、11月の下旬頃に合わせて本委員会にて諮問させて頂く予定としております。よろしくお願い致します。

次に、資料117ページにもどっていただき、④-①熊本県資源管理方針の策定についてをご覧ください。

こちらについては、現在、関係する漁業者との意見交換を進めながら、併せて水産庁との事前協議を進めているところであり、11月の月上旬に本委員会に諮問させていただく予定としております。よろしくお願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

ないようですので、議事2の報告1「漁業法改正に伴う今後のスケジュールについて」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員一同

意見なし。

議長

なければ、これで第498回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。